社会資本整備におけるメディエーション導入の可能性*

Introduction of Mediation to Infrastructure Development *

荒井祥郎**・岩佐賢治***・矢嶋宏光*** By Yoshiro ARAI**・Kenji IWASA***・Hiromitsu YAJIMA***

1.はじめに

(1)ねらい

社会資本整備においては、しばしば行政や市民等の間 で対立や紛争が生じ、調整や合意形成が難航する事例が 散見される。こうした紛争を予防する観点から、計画の 初期段階におけるパブリック・インボルブメント(PI)の 導入や、司法制度改革が進められているが、既に対立や 紛争が顕在化した場合の有効な対処法は十分に確立して おらず、紛争の長期化を余儀なくさせている。

米国では、積極的に PI に取り組むことで紛争を予防 する一方で、紛争解決の有力な手段としてメディエーション(mediation)が活用されており、今後、日本での社 会資本整備においても有意義な手続きと考えられる。

本研究では、米国におけるメディエーションの仕組み や運用実態を参考に、日本の社会資本整備の実務におけ るメディエーションの導入可能性を確かめることをねら いとして、日本の社会資本整備におけるメディエーショ ンの必要性と位置づけを確認し、実施上の課題を整理す る。あわせて、メディエーションで用いられる要素技術 に着目し、その活用方策についても考察する。

(2) メディエーションの概要

メディエーションとは、紛争を回避あるいは解決する ための一手法であり、メディエーター(mediator)と呼ば れる第三者の介在のもと、紛争当事者間で交渉を行い、 最終的に当事者が任意に意思決定を行う手法である。こ の手法は、労使交渉、家庭内やコミュニティの紛争等、 民事や家事での紛争解決手法として米国を中心に用いら れて、70年代以降、社会資本整備においても応用され るようになった¹⁾。なお、メディエーションは調停と直

*キーワーズ:計画基礎論、計画手法論、市民参加 **環境科学修士、(財)計量計画研究所 PI研究室 (東京都市ヶ谷本村町 2-9,

TEL:03-3268-9693, E-mail:yarai@ibs.or.jp) ***正員、工修、(財)計量計画研究所 PI 研究室 訳されるが、本論で扱うメディエーションは自主交渉援 助型調停と定義され²⁾、日本における従来の調停とは区 別される。

第三者が介在する紛争解決手法には、他に裁判や仲裁 (アービトレーション)があるが、これらの第三者は結果 についての意思決定者となることに対し、メディエーシ ョンでのメディエーターの役割は交渉の支援に限られ、 意思決定は当事者自身が行う。

また、メディエーションでは、各当事者の利害・関心 (interests)に立脚した交渉(interest-based bargaining³⁾) を行うことで、対立構造を解き、互いにメリットがある 結果(win-win)が見出すという点で、内容の是非や各当 事者の勝敗(win-lose)を問う裁判や仲裁と大きく異なる。

紛争解決 手法	メディエーション	仲裁 (アービトレーション)	裁判
第三者	メディエーター	アービトレーター	裁判官
第三者の 主な役割	交渉の支援	最終意思決定	最終意思決定
意思決定の 強制力	当事者が任意に 意思決定	アービトレーター の裁定に服する	裁判官の判決に 強制的に従う
勝ち負けの 明確さ	WIN-WIN		WIN-LOSE

表 - 1 第三者の関わる紛争解決手法1)

2.社会資本整備へのメディエーション導入の必要性

(1)新たな紛争解決手法の導入の有用性

そもそも社会資本整備の紛争解決手法として新たにメ ディエーションを位置づける必要があるのだろうか。以 下では4つの観点から整理する。

先ず第一に、紛争解決の手続きとして司法制度がある ことで十分かという点である。社会資本整備に関わる紛 争は、多くの場合、利害を損なうことへの不満に起因し て生じると考えられ、不満を抱く状況の改善がない限り 当事者の怨嗟を残し、後の用地取得や供用後の関連計画 において障害を残すことになる。既往の司法制度では、 勝者と敗者(Win-Lose)は明確になるが、敗訴した当事者 の不満は解決されず不安定な結果となることも多い。

これに対し、当事者自身が満足し得る結果を自ら意思 決定するというメディエーションの基本的特徴は、地元 との長期的な関わりを持つ社会資本整備において有効性 が高いと考えられる。

なお、司法による解決では、裁判費用がかさむことや、 結審までに時間を要する点も短所となるが、米国におけ る調査結果¹⁾では、メディエーションは他の紛争解決手 法よりも費用や時間が抑えられることが報告されている。

第二に、メディエーションを導入すれば、全ての問題 が解決されるのかという点について整理する。社会資本 整備におけるメディエーションでは、最初に紛争アセス メントを実施し、メディエーションによる解決が可能か どうかを判定し、その実施の有無を判断する。少なくと もメディエーションが実施された場合については、60~ 90%程度の案件で合意に達していることが同調査結果に おいて確認されている。

以上から、全ての案件でメディエーションが活用でき る訳ではないとしても、当事者自らが解決可能な案件に ついては、安定解を得やすいメディエーションを導入す る価値はあると言える。

第三に、あえてメディエーターを導入しなくても、従 来のように行政が調整役になれば十分ではないかという 点である。事業者としての行政と市民との間で紛争が生 じると、行政は紛争当事者となるため、中立的な立場で の調整役には成り得ない。この点でも、紛争当事者では ないメディエーターが調整役を担うメディエーションの 導入意義は高い。

さらに、紛争当事者としての市民にとっても、メディ エーターが介在することで市民ニーズが的確に伝わるた め、高いメリットがあるものと考えられる。

なお、米国における同調査結果では、メディエーター の提供するサービスへの満足や、当事者間の関係改善な どの建設的な効果が報告されている。

第四に、行政間のニーズ調整の観点から整理する。社 会資本整備では複数の行政機関が関与し、それぞれの有 するニーズ調整が必要となるが、しばしば調整には困難 が伴うため、市民にとって問題の残る結果を余儀なくさ れることも少なくない。メディエーションを通じて、行 政機関を含む様々なステークホルダーにとって win-win となる解決策が得られれば、事業の円滑化に資する。

以上の観点から、日本における社会資本整備において も、メディエーション導入の必要性は高いと言えよう。 3.メディエーションの位置づけ

(1)紛争解決手法としての位置づけ

社会資本整備における紛争解決では、裁判が一定の機 能を果たしてきた。一方、紛争予防として PI の導入が 一般化しつつある。これに対しメディエーションは、紛 争が顕在化した段階、あるいは、紛争が予見される段階 で導入可能であり、図 - 1のように、その中間的位置と して捉えることができる。

なお、紛争が顕在化する前の段階も含めたメディエ ーションの一連の手続きは概ね定形化されており(図-2参照)、代表的なものとしてコンセンサス・ビルディ ング⁴⁾などがある。



図 - 1 紛争解決手法としての位置づけ1)

紛争アセスメント: 招集者から依頼を受けたアセッサーが、利害 関係者へのヒアリングを実施。参加者を特定するとともに、生産的 な合意の見込み等を事前に評価し、メディエーションの次のステッ プに進むかどうかを判断 招集: 招集者が利害関係者を交えた予備会合を設け、メディエー ション実施の了承を得て、参加者や予算を決定 責任の明確化: 各人の役割等を定めるとともに、進め方のルー ル、議題 スケジュール等を定める 共同事実確認: 予測や評価結果が、当事者に都合のいい結果 として利用されないように、科学者が中心になって調査、検討を行 い、結果を共有化 審議: メディエーターが中立的な立場で審議を建設的に進め、各 当事者の合意条件を見極め、合意に導く 決定: 最終的に同意を得て、合意内容を決定 合意の実現: 各参加者が、代表する集団に批准を求め、合意を 実現

図 - 2 社会資本整備におけるメディエーション の代表的な進め方⁴⁾ (2)メディエーションの結果と意思決定との関係 メディエーションの導入によって、参加者の協議だけ で計画等が決定されることになるとしたら、社会資本整 備には適さない。社会資本整備のメディエーションは、

全ての利害関係者がメディエーションに参加すること は実質的に不可能 将来世代や観光客など参加が不可 能な利害関係者にも配慮が必要、 事業採択や予算編成 の決定権限や責任が行政や議会に負託されている、 行 政の意思決定がメディエーションの結果に完全に拘束さ れることになると交渉余地を持つことが困難になる、な どの特性があることから、メディエーションの結果とし ての解決案は、最終的な行政(事業者)の意思決定とは区 別されるものとして位置づける必要がある。つまり、PI や市民参加と同様に、メディエーションの結果の効力も、 行政の意思決定に対して限定的なものに制限される。こ のため、メディエーションにおける交渉に行政スタッフ が関わる場合でも、その結果と最終的な行政機関として の意思決定とが異なることがあり得ることを前提として 進める必要がある。また、初めから技術的あるいは制度 上の情報提供者やアドバイザーに限定して関わることも 考えられる。

4.メディエーション実施上の課題

(1)メディエーターの調達

メディエーション導入のためには、実施上いくつかの 課題があるが、特にメディエーションの根幹を担うメデ ィエーターについて、その調達や中立性確保に関わる課 題を解決する必要がある。

社会資本整備におけるメディエーターは、多人数との コミュニケーションに関するマネジメント能力に加え、 案件に関する専門性を有することが重要であり、公益性 への認識や技術的問題や不確実性への理解、また、行政 における意思決定の手続や構造を熟知していることが望 ましい。この点は裁判や仲裁における第三者が法曹界に 限られることと異なり、社会資本整備関係の技術者への 期待が大きい。メディエーターの技術習得には研修と経 験が不可欠であるものの、予備軍として行政経験者や民 間技術者からの輩出が考えられる。

(2)メディエーターの選定方法

メディエーターには中立性が極めて強く求められるが、 中立性確保のためには、まずメディエーターの選定方法 が問題となる。米国の事例では、 選定パネルによる選 定、 各関係者代表が選出する候補者の中から投票で選 定する方法、 行政サイドによるメディエーター登録名 簿(Roster)から候補を複数選定し、その中から行政以外 の関係者が選定する方法などが採られており、同様の方 法を採ることでバイアスの排除は可能と考えられる。ま た、特に激しい対立や紛争状態にある場合には、メディ エーターの費用を参加者が負担し合う方法をとるなどの 追加的な措置が考えられる。

(3)メディエーターの行動規範と契約方法

メディエーターが全関係者に偏りなく関わりを持つこ とや、結論や解決策を誘導しないことなど、中立的な行 動を律するための規範が必要である。米国では、ACR (紛争処理協会)等が「メディエーター行動規範⁵⁾」を 策定しており、その中でメディエーターの中立性につい て詳細に規定しており、日本での導入においても同様の 規範が必要となる。

この行動規範をスタンダードとして、発注者との契約 要件に取り込むことで、発注者や参加者に対してメディ エーターの中立性を担保することができる。また、契約 においては、合意に至ることへの成功報酬としての契約 とならないようにするなど、契約方法についても検討が 必要である。

5.メディエーションの要素技術の活用

(1)紛争アセスメントの応用

前章までで論じたように、社会資本整備へのメディエ ーションの導入にあたっては、メディエーターの育成な ど実施上の課題が残る。しかし、メディエーションの要 素技術については単独での活用も考えられ、このうち、 紛争アセスメントと交渉手続きについて、現段階での応 用の余地を以下に考察する。

紛争アセスメントは、メディエーションの最初に行わ れるステップであるが、主たるステークホルダーとその 利害・関心を洗い出し、合意の落としどころを大凡見定 め、メディエーションの実施可能性を判断する。これら を計画や事業の初期段階において把握できるのであれば、 紛争や対立の潜在的要因を初めから避けて PI を実施で きる。

M県における道路橋架け換え事業では、PI 実施に先 立ち紛争アセスメント(紛争が顕在化していない段階で あるためステークホルダー分析と呼ぶ)が実施された。 架け換えによって分断される農村集落への対応は、既往 の集落代表者との調整で十分であると当初は考えられた。 しかし、ステークホルダー分析の結果、兼業世帯や若年 層において直接的な対話のニーズや多様な利害・関心が 認められたため、代表者による協議(懇談会)とともに 一般住民による直接的対話の場(意見交換会)を設ける PI を実施し(図-3参照)、双方の異なる利害・関心 を把握し調整することができた。また、河川整備に関す る紛争が過去に生じていたことが判明し、事前に当時の 当事者への対処を行ったことで、混乱を回避することが できた。

本事例のように、紛争アセスメントは PI を計画する 上で極めて有益であり、応用が期待される。





(2)行政間調整への交渉手続きの応用

第三者としてのメディエーターが介在して調整を促進 するメディエーションの交渉手続きは、行政間調整にお いても応用が考えられる。社会資本整備では、事業部局 のみならず、関連部局や関係省庁、関係自治体との調整 が必須となるが、調整が難航して事業の遅延や内容の歪 みを生むことさえある。

米国でもこうした問題を抱えており、交通整備関係に おいては、連邦法(TEA-21)の中で、行政間調整と紛争 解決の促進に関する規定が盛り込まれ⁶⁾、これを受け、 第三者を介した円滑な調整が行われるようになった。

日本においても、行政組織間の勝敗より公益性を優先 することを基本原則として合意できれば、第三者(メデ ィエーター役のファシリテーター)の采配のもとで、関 係組織間で協議(主にワークショップ型)を行い、進め 方や計画内容、役割分担について調整を図ることは十分 現実的であろう。また、計画の質の向上やプロセスの効 率化、PIの円滑化、財源の効率的利用や、事業リスク の分散などの観点からも必要性が高いと考えられる。

6.まとめ

本稿では、社会資本整備における紛争解決の枠組みと してメディエーション導入の必要性や有効性が高いこと、 また、実施上の基盤が整備されれば十分に実施可能であ ることを明らかにした。 今後、本格導入に向け、試行の実施や、メディエーションの考え方やメリットの普及が課題である。

また、メディエーションの要素技術は、PI や行政間 調整に応用可能であり、行政マネジメント改善の一環と して、今後の展開が期待される。

謝辞

本論文は、国土交通省国土政策研究所より受託した 「社会資本整備における合意形成の円滑化に関する調 査」(平成 17 年度)(研究会委員:弁護士・桐蔭横浜大 学法科大学院教授・大澤恒夫氏、東京大学大学院教授・ 城山英明氏、弁護士・法政大学法科大学院教授・廣田尚 久氏、徳島大学大学院教授・山中英生氏、マサチューセ ッツ工科大学(当時)・松浦正浩氏)の成果をもとに、加 筆・修正したもので、その責は筆者に属するものである。 貴重な機会を与えて頂いたことに謝意を表す次第である。

また、この調査では、U.S. Institute for Environmental Conflict Resolution (USIECR)の Keyes,D. 氏、 CDR Associates の Moore,C.W. 氏、 Bartsch,J.D. 氏、 The Consensus Building Institute (CBI)の Fairman,D. 氏 に多大なるご協力を頂いた。ここに感謝の意を表す。

参考文献

- 1)国土交通省国土交通政策研究所:社会資本整備の合 意形成円滑化のためのメディエーション導入に関す る研究,2006
- 2)経済産業省著,(社)日本商事仲裁協会・日本仲裁 人協会「調停人養成教材作成委員会」制作:調停人 養成教材・基礎編(2004年度版),2005
- 3) Moore,C.W. : The Mediation Process: Practical Strategies for resolving conflict, 3rd Edition Revised, 2003
- 4) Susskind, L., McKearnan, S. Thomas-Larmer, J. : The Consensus Building Handbook, Thousand-Oaks, CA, 1999
- 5) American Arbitration Association, American Bar Association, Association of Conflict Resolution: Model Standards of Conduct for Mediators, 2005
- 6) SEC. 1309. Environmental Streamlining, Transportation Equity Act for THE 21st CENTURY (TEA-21), 1998